

まさば太平洋系群に係る資源再建計画について

令和 8 年 4 月
水 産 庁**1 背景**

- (1) 特定水産資源「まさば及びごまさば太平洋系群」のうち「まさば太平洋系群」については、令和 7 年度に行われた資源評価（令和 7 年 12 月公表）において、令和 6 年漁期の親魚量の値（9.7 万トン）が限界管理基準値（14.2 万トン）を下回る状態にあることが判明した。
- (2) 資源管理基本方針の本則第 2 の 3 により、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源について、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から 2 年以内に、当該資源水準の値を原則として 10 年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画（以下「資源再建計画」という。）を定めることとされている。

2 今後の方針

上記 1 を踏まえ、今後、以下のスケジュールで関係者との議論等を進め、令和 9 管理年度（令和 9 年 7 月～）を始期とする資源再建計画を策定することとする。

＜スケジュール（案）＞

- 令和 8 年 4 月 令和 8 管理年度 T A C 意見交換会（本日）
（関係都道府県、大臣許可漁業関係団体と協議）
- 令和 9 年 4 月 令和 9 管理年度 T A C 意見交換会（資源再建計画案の提示）
4 月～5 月 パブリックコメント（1 か月間）
6 月 水産政策審議会への諮問
7 月 資源再建計画の適用開始

（参考）資源管理基本方針（抜粋）

第 2 資源管理の目標

3 限界管理基準値を下回った場合に資源水準の値を目標管理基準値まで回復させるための計画の内容

農林水産大臣は、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源については、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から 2 年以内に、当該資源水準の値を原則として 10 年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画（以下「資源再建計画」という。）を定めるものとする。

資源再建計画に記載すべき事項その他の策定方法については、別紙 1 に定めるとおり

とする。

(別紙1) 資源再建計画の策定方法

1 資源再建計画に記載すべき事項

資源再建計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 資源再建計画の施行の日の属する年度の初日から当該水産資源の資源水準の値が50パーセント以上の確率で目標管理基準値を上回ると資源評価が示した年度の末日までの期間であって、年度単位で定めるもの（以下「資源再建計画の期間」という。）

(2) 資源再建計画の検証の方法

2 資源再建計画の期間及び暫定管理基準値

(1) 資源再建計画の期間は、原則として10年を超えないものとする。ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合、又は10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復させることとする場合の管理措置の内容が、これまでの管理措置よりも著しく厳しくなる等、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には、当該水産資源の特性、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して合理的と認められる範囲内で、10年を超える期間を定めることができる。

(2) (1)ただし書の場合において、資源再建計画には、1(1)及び(2)に掲げる事項のほか、暫定的に10年を超えない期間ごとに回復させるべき目標となる資源水準の値（以下「暫定管理基準値」という。）、暫定管理基準値を達成する年度（以下「暫定管理基準値達成年度」という。）及び暫定管理基準値達成年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率を定めるものとする。

(3) (2)の「資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

3 資源再建計画の検証の方法

農林水産大臣は、少なくとも2年ごとに資源評価に基づき資源再建計画の達成状況の検証を行うこととし、その結果に基づいて計画の見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

4 その他

資源再建計画の期間が満了する前に資源水準の値が目標管理基準値を上回ることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもって当該資源再建計画は終了するものとする。